

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は「国際的な視野に立ち、高い情報力と技術力で新たな価値を創造し、社会に貢献する企業を目指す」ことを企業理念とし、この理念実現こそがすべてのステークホルダーの期待に応える事と考えています。そのための行動方針として、「法と規則の遵守」「情報公開による経営の透明性向上」「迅速な決断と実行」を掲げ、これを実行することでコーポレートガバナンス体制の強化を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-2 招集通知の電子公表】

当社は株主が十分な検討期間を確保できるよう招集通知の早期発送に努めていますが、発送前のホームページ等での公表につきましては、次回総会よりの実施を検討してまいります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いため、現時点では議決権の電子化や英訳での情報提供を行っておりません。今後の持株比率状況の変化により議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳など検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(5)個々の選任・指名についての説明

定時株主総会招集通知にて、社外取締役のみ選任・指名についての説明は行っておりましたが、今後は社内出身の取締役の選任・指名についても説明を行う事を検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外者のみを構成員とする会合】

当社の取締役8名中3名が経営の監査・監督能力を備えた独立社外取締役であり、取締役会でも独自の立場より積極的に議論に参加しその職責を十分果たしていると考えております。従いまして現時点では独立社外者のみを構成員とする組織・会合などが必要とは考えておりません。

【補充原則4-10-1 独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会等】

取締役の指名・報酬に関しては、従前は独立社外取締役の関与・助言は受けていませんでしたが、今後は独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、その方策を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要】

取締役会の実効性についての分析・評価につきまして未実施でありますが、今後実施に向けその評価方法など検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では資材等の調達や提供など協働関係にある相手先などとの、安定的な取引関係の維持・強化を図る事が当社の企業価値の向上に資すると考えられる場合、当該取引先の株式を保有する事ができるとしています。また、議決権の行使につきましては取引関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという点とコンプライアンスの観点より議決権行使の決定を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員との取引につきましては、法律および社内規程に従い、取締役会にて取引条件の相当性の確認をすることとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は「国際的な視野に立ち、高い情報力と技術力で新たな価値を創造し、社会に貢献する企業を目指す」ことを企業理念としています。尚、当社の経営戦略や経営計画につきましては、当社ホームページに開示の通りです。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1.基本的な考え方」をご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「2.1.報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)指名の方針と手続き

本報告書の「2.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照下さい。

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は監査等委員会設置会社で、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる事としていますが、取締役会において決議を要する事項につきましては、法令・定款で定められているもののほか、経営に与える重要性などを考慮の上、決裁金額などにより「決裁権限基準」で定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は会社法ならびに東京証券取引所が定める基準に準じて独立性の判断を行っております。また、各分野での豊富な経験と幅広い見識を備え、取締役会において適切な意見・助言が期待できる人物を独立社外取締役候補しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

本報告書の「2.2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照下さい。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社社外取締役は他の上場会社の役員を兼任していても職務上の責務が充分に果たされており、兼任数は合理的な範囲にとどまっております。なお、取締役の他の上場企業との兼任状況につきましては招集通知にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

社外取締役を新たに迎える際は、当社が属する業界や当社の歴史や事業内容、経営計画など必要な知識習得の機会を提供しております。また取締役に対しては、その役割・責務を果たすために必要とする知識を取得するため外部講師を招いての社内研修を適宜実施する他、会社費用負担により各種外部研修の受講を推奨しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)経営戦略室長または管理部門担当取締役が担当致します。

(2)総務部が窓口となり、必要に応じて経営戦略室、財務部、経理部、審査法務部と連携しております。

- (3)投資家を対象とした決算説明会を年2回行うほか、ホームページを通じ適宜最新情報の提供を行っております。
 (4)対話において把握された株主の意見・懸念等は取締役や経営陣幹部にメール等で随時報告されます。
 (5)「内部重要事実ならびに内部者取引管理規程」に基づきインサイダー情報の管理を徹底するほか、株主間の情報格差が生じないよう心掛けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東亞合成株式会社	748,665	5.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	708,300	4.88
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	641,556	4.42
玉木 狂	575,187	3.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	568,742	3.92
株式会社三井住友銀行	568,742	3.92
三井住友信託銀行株式会社	568,000	3.91
東銀リース株式会社	564,240	3.89
三井住友海上火災保険株式会社	530,762	3.65
明治安田生命保険相互会社	337,664	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山田 洋之助	弁護士										
市毛 由美子	弁護士										
柳澤 匡	他の会社の出身者							△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 洋之助		○	該当事項はありません。	山田洋之助氏は、弁護士としての豊富な経験・知見と高い見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけたと判断しました。また同氏は当社の社外監査役として21年の経験があり当社の事業内容等に精通されています。なお、同氏は当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他の利害関係を確認した結果、独立性を有しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。
市毛 由美子	○	○	該当事項はありません。	市毛由美子氏は企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場からの視点を活かし、職務を全ういただけたと判断しました。なお、同氏は当社の主要株主、主要取引先の出身者等ではないことから、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員として適格であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しました。
柳澤 匡	○	○	当社の主要取引銀行である、株式会社三菱東京UFJ銀行に勤務しておりました(平成21年6月常勤監査役を退任)。	柳澤匡氏は、金融機関における長年の経験により、国際取引、財務および与信管理等に関する豊富な知見を有し、また取締役および監査役の経験により、会社経営と取締役職務執行監視についても卓越した見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。一方、同氏は過去において当社の主要取引金融機関の業務執行者でありましたが、退職してから年数が経過しており事業活動や経営判断において金融機関からの制約を受けることはないものと認識しております。以上のことから、同氏の独立性には問題がなく、一般株主との間に利益相反が生じるお

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、当面これを置かない方針である旨監査等委員会より報告を受けております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人とは、定期的に会合の上、必要に応じて報告および意見交換を行います。

監査等委員会と内部監査室は緊密に連携の上、内部監査結果を踏まえた組織上・機能上の問題点等について適宜協議を行います。

監査等委員会、会計監査人および内部監査室は、定期的に行う三者ミーティングの他、必要に応じて随時情報交換を行い、連携強化に努めます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所の独立役員制度における、独立性基準を参考に、原則として、これらの要件に該当しない方を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年12月17日開催の第69期定時株主総会の決議にもとづき、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

株式報酬型ストックオプションは、取締役(社外取締役および監査等委員である者を除く。)に対して新株予約権を年額20百万円以内の範囲で発行いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

執行役員に対して、取締役(社外取締役および監査等委員である者を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションの内容と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により発行いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特になし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員でない取締役の報酬は取締役会において議長に一任され、議長は株主総会の承認を受けた報酬総額の範囲にて決定いたします。兼務取締役については、社員給与・同業他社水準等を参考に決定いたしますが、個々の業績・成果は期末賞与に反映させます。また、役付取締役については兼務取締役、事業経験、同業他社水準等を参考に決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬は株主総会の承認を受けた報酬総額の範囲にて監査等委員会の協議により決定いたします。

なお、社外取締役と監査等委員を除く取締役に対しては、上記報酬総額とは別枠にて、株主総会の承認を受けた総額の範囲内で、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、株式報酬型ストックオプションを付与する事としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会や執行役員会に関する資料の事前配布のほか、内部監査室からは往査の結果報告などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [\[更新\]](#)

当社では取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的として監査等委員会を設置しております。提出日現在、監査等委員会は取締役3名(常勤1名、社外取締役2名)から構成され、監査等委員でない取締役の職務執行状況に関する適法性や妥当性の観点から監査・監督を行います。監査等委員会は月1回の定例会議のほか、必要に応じ臨時の委員会を開催いたします。各監査等委員は、監査等委員会が定めた方針に従い、監査等委員でない取締役などに必要な報告や調査を求めるほか、内部監査室、会計監査人などとも連携しながら経営に対する監査・監督を行います。

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役5名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、グループ経営上の重要事項に関する意思決定と業務執行の監査・監督を行っております。取締役会は月1回の定例取締役会に加え、緊急性のある事実発生時には臨時取締役会を随時開催しております。

また、執行役員制度(取締役4名を含む計10名)も採用しており、月1回の執行役員会を開催し、情報の共有を行うとともに各担当分野における日常業務執行の充実に取り組んでおります。

経営陣幹部や取締役の選任に当たっては、当社の事業・業務全般に精通し経営全般の監視のできる人材の中から、事業構成とのバランス等も考慮の上、代表取締役が候補者を推薦し、取締役会での審議を経て決定されます。

監査等委員でない取締役の報酬につきましては、取締役会において議長に一任され、議長は株主総会の承認を受けた報酬総額の範囲にて決定いたします。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては株主総会の承認を受けた報酬総額の範囲にて監査等委員会の協議により決定いたします。

当社の会計監査業務は新日本有限責任監査法人に委託しております。なお、同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計士、監査業務に係わる補助者の構成は以下の通りです。

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤恭治

指定有限責任社員 業務執行社員 三宅孝典

補助者の構成 公認会計士 9名 その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [\[更新\]](#)

当社では取締役会の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化するとともに監査・監督と業務執行を分離することによる意思決定の機動性・迅速性向上を目的として監査等委員会を設置しております。また、豊富な見識と知識を有する社外取締役により、客観的・中立的な立場から取締役会での重要事項の決定や日常業務執行の監視が行われていることから、現行の体制により経営監視機能は十分確保されていると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、自社ホームページでも掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの皆様に出席していただけるよう日程調整に留意しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページにて公表しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および年度決算終了後に開催しております。
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書等をホームページに掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室(経営戦略室長)が担当いたします。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施
ISO14001の認証を取得し、環境保全に配慮した事業活動を行っております。 登録日:2004年9月、更新日:2013年9月、有効期限2016年9月9日
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定
ステークホルダーの皆様への適時適切な情報の提供を重要と認識し、ホームページや会社説明会を通じて情報提供を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。

また、内部統制システムは法令改正や経営環境の変化に対応し、継続して見直しをはかり、その改善に努めてまいります。

企業集団の業務の適正を確保するための体制

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および当社子会社の役職員が経営理念にもとづき、法令・定款に準拠した行動をとるための規範として「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」を制定しています。この実効性を担保するため、社長がコンプライアンス担当取締役を定めるほか、「コンプライアンス規程」に則り「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守に対する全社的取り組みを横断的に統括する体制を構築し、定期的にその状況を取締役会に報告することとしています。

子会社においては、「子会社管理規程」ならびに「決裁権限基準」等にもとづき本社取締役会・主管部門への定期的報告ならびに執行役員会への出席を通じて定期的にその状況を報告できる体制を整備しております。また、関係規程に定められた内容によっては本社取締役会にて決裁を行うこと等により法令等への適合性を確保しております。

(2) 内部監査室は、当社および当社子会社の業務活動が法令、社内規程、一般的な取引慣行等に従って効率的に運営されているかについて監査を実施し、その結果を取締役へ報告しております。

(3) 法令または社会規範に反する行為またはそのおそれのある行為を発見した場合の内部通報窓口として社内においては「コンプライアンス委員会」を、外部においては第三者(弁護士)を設定し、運営しております。この場合の通報者には不利益な取扱いを受けないよう社内規程を制定し当該報告者を保護しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会資料・同議事録をはじめとする重要文書、電磁的記録は「文書取扱規程」等社内規程に定めるところに従い保存・管理を行い、取締役・監査役が必要に応じ適宜これらを閲覧できる体制を整備しております。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行から生ずる様々なリスクを可能な限り統一的尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ株主価値の極大化を追求するため、総合的なリスク管理を行っています。「リスク管理規程」に則り、リスクの種類に応じた責任部署を定め、リスクを網羅的・総合的に管理することにより管理体制を明確化しております。社長がリスク管理担当取締役を定めるほか、「リスク管理委員会」を設置し、当社が業務上の必要性に応じて保有する諸リスクおよび事業継続のため回避すべきリスクを総合的にモニタリングし、リスクの変化に迅速に対処するとともに、回避すべきリスクが現実となった場合の対応策等を含めた総合的リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告する体制としております。子会社においては、「リスク管理規程」により必要に応じ、子会社代表等からの聴取を通じて、損失に備える体制を整備しております。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社グループの経営目標を定めるとともに経営計画を策定し、計画と計画達成に向けた進捗状況を対比・検証する体制を構築しております。取締役会の決定にもとづく職務の執行を効率的に行うため、各取締役および執行役員に委任された事項については、「組織規程」「職務権限規程」「決裁権限基準」等の社内規程にもとづきその職務を分担しております。関連諸規程を再度見直すことにより権限委譲体制を整備し意思決定ルールの明確化を図るとともに、併せて相互牽制システムの一層の拡充を図ることにより、取締役の職務の執行が組織的に適正かつ効率的に行われることを確保する体制としております。子会社においては、当社グループの経営目標に沿った経営計画を策定させたうえで、進捗状況を対比・検証しております。

5. 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ共通の経営理念のほか、グループ経営に関する管理の基本方針を策定し、理念の統一を図っております。また子会社ごとに、当社における担当責任者を定め、事業の総括的な管理を行うとともに子会社より適宜業務に関する報告を受ける体制としております。

6. 監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、当面これを置かない方針である旨監査等委員会より報告を受けております。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の独立性に関する事項

前記1のとおりであります。

(3) 監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、監査等委員でない取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査等委員会に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については適宜報告を行っております。また、当社子会社については、定期的に子会社経営者から報告を受けるとともに内部監査室ならびに子会社監査役等との連携を通じて子会社の管理状況を確認しております。

(4) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、内部通報制度を制定し、監査等委員会に報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう保護しております。

(5) 監査等委員の職務の執行について生ずる前払い等の費用にかかる方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に関して、費用の前払い等の請求を行った場合、職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用の前払いを行っております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

取締役会、執行役員会、重要な会議等へ出席するとともに、代表取締役、会計監査人および内部監査室等と適宜意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程第3条」において「反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」ことを規定しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備の状況

当社は、「三洋貿易グループ行動基準マニュアル」、「反社会的勢力チェックマニュアル」その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を当社グループ全体に示し、その徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

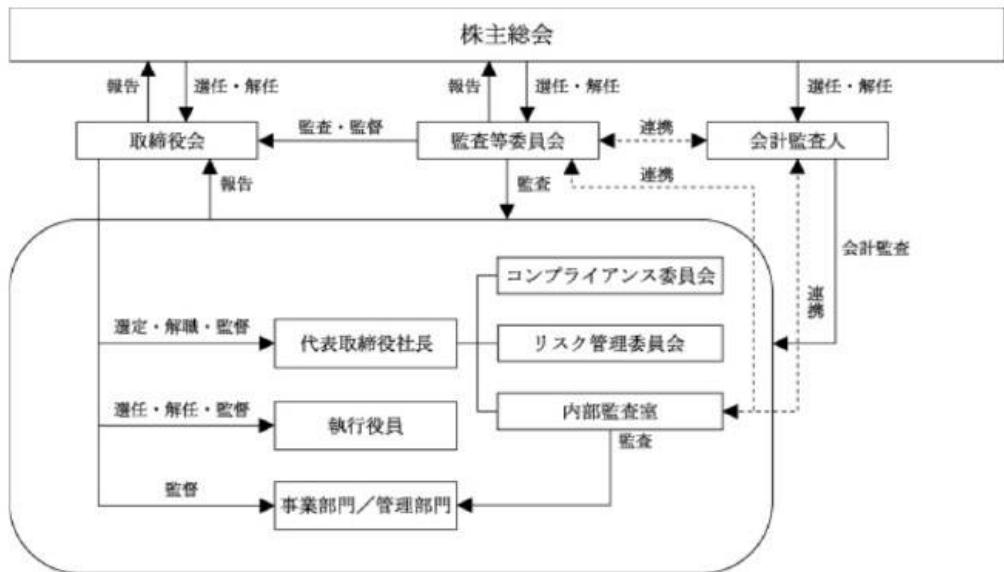
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図の通りです。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

